

1. 議事日程

〔平成25年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成25年12月 9日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第80号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第81号 安芸高田市地域の元気臨時交付金基金条例 |
| 日程第6 | 議案第82号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第7 | 議案第83号 新市建設計画の変更について |
| 日程第8 | 議案第84号 安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第9 | 議案第85号 安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例を廃止する条例 |
| 日程第10 | 議案第86号 安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第87号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第88号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第89号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第90号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第15 | 議案第91号 安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第92号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第93号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第94号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第95号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第96号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第97号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第98号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第99号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第24 | 議案第100号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号） |

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

2番	玉井直子	3番	久保慶子
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
総務係長	森岡雅昭	主任	大足龍利



午前10時00分 開会

- 塚本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、監査委員より定期監査及び行政監査の結果に関する報告書の提出について1件の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、2番玉井直子さん、及び3番 久保慶子さんを指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 秋田雅朝君。
- 秋田議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会報告を行います。
平成25年第4回定例会の運営につきまして、去る11月11日及び12月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり、決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月20日までの12日間といたしました。議事の都合により、12月10日、並びに12月13日から12月19日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、諮問1件、議案21件の計22件でございます。
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第92号から第100号までの9件につきましては、提案理由説明後、質疑を受

け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第80号、第82号及び第83号は、総務企画常任委員会へ付託することといたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、12月2日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、各常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、14人から通告がありましたので2日間の日程といたし、通告順に、12月11日、12日をそれぞれ7人いたします。以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は12日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○塚本議長 日程第3、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

提案理由の説明の前に、1点御報告をさせていただきます。

既に、議員の皆様方も御承知とは存じますが、昨日、安芸高田市をマザータウンとするサンフレッチェ広島が奇跡と思える大逆転により、見事J1連覇という大偉業を達成されました。

広島県はもとより、安芸高田市にとりましても勇気と元気を与えていただきました。今後とも、マザータウンとして安芸高田市を活用されますサッカーのサンフレッチェ広島、ハンドボールの湧永レオリックとともに、市民をあげて応援していき、安芸高田市の活性につなげていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

市民の皆様方の熱い応援に感謝を申し上げ、報告をさせていただきます。ありがとうございました。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本年6月30日をもって任期満了となっております吉田町の大内正浩

委員の後任候補者として、吉田町の松原美和子さんを推薦するものであります。

松原美和子さんは、昭和50年から平成25年に至るまで、広島市立小学校及び県内公立小学校で勤務され、安芸高田市では刈田小学校で勤務されており、人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であることから、人権擁護委員として適任であると判断し推薦をするものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第80号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第4、議案第80号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第80号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、課の統廃合や新設及び、現在の設置の課の名称変更により、条例の一部を改正するものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第81号 安芸高田市地域の元気臨時交付金基金条例

○塚本議長 日程第5、議案第81号「安芸高田市地域の元気臨時交付金基金条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第81号「安芸高田市地域の元気臨時交付金基金条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

経済対策として国から交付される、いわゆる「地域の元気臨時交付金」の一部を基金に積み立てて翌年度事業に充当するために、安芸高田市地域の元気臨時交付金基金を創設するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 「安芸高田市地域の元気臨時交付金基金条例」について、要点の説明を申し上げます。

日本経済再生に向けた緊急経済対策として国から交付された、いわゆる地域の元気臨時交付金については、平成25年度中に事業執行することが原則となっておりますが、一部を基金に積み立てて、翌年度事業に充当することも認められております。

このことから、安芸高田市地域の元気臨時交付金基金を設置し、平成26年度中に行う事業に充当できるよう、当該基金の条例を制定するものでございます。

議案のほうをごらんいただきたいと思います。本基金条例につきましては、第1条に設置目的等を大要し、2条以降、積み立て、管理、運営益金の処理、繰替運用等の8条からなるものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものとし、またもう1つ、この条例は、平成27年3月31日限りその効力を失うとするものでございます。以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号「安芸高田市地域の元気臨時交付金基金条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第82号 過疎地域自立促進計画の変更について

○塚本議長 日程第6、議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第82号「過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎債を財源として実施する事業については、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となります。このことから、本年度、新たに過疎債を財源として実施をしようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第83号 新市建設計画の変更について

○塚本議長 日程第7、議案第83号「新市建設計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第83号「新市建設計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年6月27日に公布、同日施行されました、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」に伴い、合併特例債を発行することができる期間について、5年間延長することができることになったことから、新市建設計画の延長と新たな事業について追加をするものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第84号 安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例

- 塚本議長 日程第8、議案第84号「安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第84号「安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、市がADSL回線が使用できないエリアに対し、無線を使用して高速インターネットサービスを提供してきましたが、光ネットワーク整備事業により、高速インターネットに接続が可能となったため、このたび、「安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例」を廃止させていただくものであります。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
企画振興部長 竹本峰昭君。
- 竹本企画振興部長 議案第84号「安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例」の要点を御説明いたします。
無線アクセスにつきましては、民間通信事業者によるインターネットのADSLサービスが技術的に提供できない地域、吉田町小山・竹原地域、甲田町小原地域の一部について、平成18年度に5ギガ帯無線アクセスシステムを整備し、既存の行政インフラを活用して市の運営によるインターネット接続サービスを提供しておりました。
光ネットワーク整備事業に伴い、無線アクセス利用者の120件の光ネットワークへの移行が完了したことから、平成19年3月29日に制定しました、無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。
- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第84号「安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理

運営に関する条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第85号 安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例を廃止する条例

○塚本議長 日程第9、議案第85号「安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第85号「安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例」を廃止するにあたって、「安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例」をあわせて廃止させていただくものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議案第85号「安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例を廃止する条例」の要点の説明を行います。

本基金は、平成19年3月29日に制定した無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例の施行に伴い、当該施設の管理運営経費の財源に充てることを目的として、同日に基金条例を定めております。

先ほどの同設管条例の廃止議案に伴い、当該基金もあわせて廃止するものでございます。

なお、附則としまして、この廃止条例は平成26年3月31日から施行することといたしております。これにつきましては、基金の保管は金融機関の定期預金運用を行っていることから、満期の平成26年3月31日をもって当基金を廃止し、平成25年度分の預金利子見込み額及び現在の基金残高等をあわせて667万6,000円の残余金を既に定めております光ネットワーク設備管理運営基金に移行し、有効活用を図るものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第85号「安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第86号 安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第10、議案第86号「安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第86号「安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。
本案は、地方税法の一部が改正をされ、延滞金等の率の見直しがなされたことに伴い、関係する条例の必要な改正を行うものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 議案第86号「安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

今回の改正に先立ち、本年第2回の定例会により既に御承認をいただきました安芸高田市税条例におきましては、市税についての延滞金に関する規定の見直しを既に行っており、平成26年1月1日から施行予定でございます。

今回、以前の税改正と同様、市の債権にかかわるそれぞれの条例等の延滞金に関する規定を地方税法で定められた延滞金の規定に一体的に整理をするものでございます。

地方税法関連といたしまして、市民部のほうで代表して提案をするものです。なお、それぞれの改正内容、附則の部分につきましては、各条例が同じ内容となりますので、条例ごとの説明は省略をさせていただきます。

説明資料のほうに延滞金の率について説明をしておりますので、御参照ください。資料のほうでございますが、資料の1ページでございます、地方税法の改正内容は、中ほどの欄、延滞金の率の改正で示しております。

す。これまでの本則の延滞金の率14.6%、それから納期限後の1カ月以内につきましては7.3%で、附則の部分で4.3%というものが、改正後の附則によりまして新特例基準割合にそれぞれ7.3%、1%を加えた率に改正となります。

この新特例基準割合といいますのは、次のページでございます注1のほうで記載をいたしておりますが、財務大臣が告示をする割合に、年1%の割を加算した割合をいいます。

次の注2のほうの計算でございますように、この示す割合を1%といたしましたときに、4%の部分が今回1%にかわりますので、合計をした加算率2%を改正後の7.3%に加えた参考例でございます9.3%になります。したがって、現行の14.6%より少し引き下げになります。納期限後の1カ月後以内につきましても同様に引き下げの率となります。

戻っていただきまして1ページの下段でございます表の各条例に掲げております、安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例から、次のページ、安芸高田市有住宅条例までの10の条例につきましても同様の内容に整理をするものでございます。

それぞれの施行期日につきましては、平成26年1月1日で、平成26年1月1日から適用となります。以上で説明を終わります。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号「安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第87号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○塚本議長

日程第11、議案第87号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第87号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じました。

主な改正内容は、市民税の年金特別徴収の徴収方法の変更と金融所得課税一体化により公社債等に対する課税方式が分離課税方式に変更されるものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 議案第87号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正するものです。

議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。説明資料のほうにつきましては、改正条項とその内容をまとめております。議案と資料の両方を参考にいただきながら、条例文の改正箇所の説明をさせていただきます。

議案のほうでございます。2ページの第47条の2につきましては、市民税の年金特別徴収方法の変更についてでございます。現在、年金受給者等の納税義務者が他の市町に転出をされた場合、普通徴収に変更となりますが、納税義務者の利便を図るために、年金からの特別徴収の継続をするというものでございます。

施行期日は平成28年10月1日で、平成28年度課税分から適用となります。

議案のほう、2ページの下段にございます47条の5につきましては、市民税の年金特別徴収の仮徴収額の算定方法の変更についてでございます。現在、仮徴収額は前年度の本徴収相当額を徴収しておりますが、徴収額の平準化を図るために、額を前年度の市民税の2分の1相当額とするものでございます。

施行期日は平成28年10月1日で、平成29年度課税分から適用となります。

続きまして、議案の3ページ、下段でございます。附則第7条の4につきましては、上場株式等の譲渡所得等にかかわります市民税の課税の特例が追加をされたことにより引用条項の変更とその文面の整理でございます。

この施行期日につきましては平成29年1月1日で、平成29年度課税分から適用となります。

続きまして、議案の4ページ、右側の改正前の欄でございます。附則の第16条の3、第1項から第2項、それから第3項の改正、続きまして、5

ページにおきます附則第19条の第1項、第2項、続きまして、6ページまた7ページにかけましての附則の第19条の2、第1項、第2項、第3項の改正内容につきまして、それぞれ端的に言いますと、金融所得課税の一体化に向けたものでございまして、それぞれ税負担に左右されずに金融商品の選択ができるように税率等の金融所得間の課税方式の均衡化を図ること。また損益通算範囲の拡大をするということで、個人の投資家の積極的な市場参加を促すことを目的とした改正内容となっております。

具体的には、説明資料のほうで記述をいたしております。1ページでございしますが、中段で附則の第16条の3の欄でございします。特定公社債等にかかわります利子所得につきまして税率はわかりませんが、源泉分離課税のほうから申告分離課税となりまして、上場株式配当と同様に源泉徴収控除内の利子の所得につきましては申告が不要となるという内容でございします。

またその下段の附則第19条の規定につきましては、一般公社債等の譲渡所得に関するものでございまして、税率のほうは非課税から20%となります。これが申告分離課税となります。

附則19条の2の規定につきましては、特定公社債等の譲渡所得に関するものでございまして、一般公社債と同様に税率は非課税から20%となりますけれども、上場株式等の配当所得、また譲渡所得につきましては損益通算が可能となるという内容でございします。

議案のほうに戻っていただきまして、7ページの右側、附則の第19条の3から続きます、19条の4、5、6、それから11ページからの第20条、それから13ページの第20条の3、最後のページ、17ページ、第20条の5につきましては課税標準の計算を定める規定を書いておりますが、この条例から削除といたし、第20条及び20条の2につきまして条の削除に伴います条ずれとそれに伴います引用条項の整理をそれぞれいたしております。

いずれも施行年月日は平成29年1月1日で、平成29年度課税分から適用となります。以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑がありますので、質疑を受けます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

納税のことも含めてちょっと聞いてみたいと思います。特別徴収とかいろんな形で提案はされておりますが、関係して、納税者の利便を図るという観点から、以前も提案したような気がしますけども、コンビニとかそういったもので納税ができる、そういったことも含めて現状はどのようなになっておるか、確認をしたいと思います。

○塚本議長

答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

納税者の納税機会を増やすという観点の中で、これまでもそういった

コンビニ等の納税の機会を設けるといような検討も庁舎内のほうでいたしております。

そういう中でどうしても経費のほうが大きくかかるという観点もございますし、税だけではなしに他の使用料等の徴収もあわせていろんな検討をしておるところでございますが、現在、それぞれの担当の中での思案の中では、やはり費用対効果につきましては若干効果が薄いんじゃないかということでございます。それにかわるという形の中で、現在は夜間について一定時間、そういった昼間の納税が無理な方については夜間収納もあわせて今年度また来年度にかけて施行をいたしておりますが、一定程度の成果が出ているという状況でございます。以上でございます。

○塚本議長 答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 安芸高田市に在住の皆さんは、割とそういった夜間の取り組みの効果が出ておると思いますが、安芸高田市以外に住んでおられる土地の所有者とかそういった方あるいは若い皆さんを含めてまだまだ十分ではないというふうな声もお聞きします。そういった状況の中で近隣の市町の状況はいかがな状況でしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 現在、手本にちょっと詳しい資料は持っておりませんが、三次市等も既にやっておられます。そういう中でいろんな形の中で情報収集はしておるわけでございますが、今後も検討課題として検討してまいりたいと考えております。かなりの市町がやっておられるというのは承知をいたしております。

○塚本議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 部長が言われるように、三次市では既に取り組みをしておるんですね。三次市在住の方で安芸高田市に土地を持っておられる方もかなりいらっしゃるんですね。そういった方から、「三次はできてなぜ安芸高田市はできんのだろうか」といような単純な御質問もいただくこともあります。十分検討していただいて、費用対効果も当然あると思いますけども、近隣他の市町がやっているとということになると、市民の目線から言うと安芸高田市もできるんじゃないかというふうな思いがされると思います。しっかり早急に検討されて対応すべきじゃないかなということで考えておりますので、再度お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 税だけではなしに、庁舎内全体でのいろんな取り組みでございますので、庁舎内全体での検討課題として今後も取り組んでまいります。以上でございます。

- 塚本議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第87号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第88号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 塚本議長 日程第12、議案第88号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第88号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。
主な改正内容は、金融所得課税の一体化により、公社債等に対する利子所得及び譲渡所得が所得割算定所得に追加されるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民部長 新川昭夫君。
- 新川市民部長 議案第88号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、要点の御説明をいたします。
今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。
議案と説明資料によりまして、改正内容について御説明をいたします。議案のほうは2ページからでございます。附則の第7項から最後のページ、第16項までの改正につきましては、先ほどの市税条例の一部を改正する

条例で説明をいたしました金融所得課税一体化に伴います改正による国民健康保険税の所得割に関連した規定の改正となります。

議案の4ページの改正前、附則の第20項につきましては、東日本大震災で被災をし、滅失した居住用家屋等にかかわります敷地を譲渡した場合の特例期間、これは7年間ですが、これが終了することによる項の削除でございます。

いずれも施行期日につきましては平成29年1月1日で、平成29年度課税分からの適用となります。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第88号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第13 議案第89号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第13、議案第89号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第89号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、行政改革推進実施計画に基づき取り組みを進めております基幹集会所の指定管理者制度導入について、このたび、新たに向原町の「ふれあいプラザ向原」について、条例の別表中の管理を行う者を「市長」から「指定管理者」に改めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。



福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第89号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

本市は合併以降、市民に対するサービスの維持向上を図るために行政システムの抜本的な見直しを図る中で、財政の健全化を強力に推進してまいりました。

今後、本市の財政状況が一層厳しくなることにかんがみ、第2次安芸高田市行政改革大綱を策定をし、不断の取り組みにより本市の将来像を実現させるために長期総合計画の着実な実施を目指しているところでございます。

その中でも施設の適正配置と財産の有効活用を促進する改革、施設の管理運営形態の見直しにおきまして、これまでもサービスの向上と運営の効率化を目指して指定管理者制度の導入を図ってまいりました。

このたび、「ふれあいプラザ向原」の指定管理につきまして、地元の向井原地域振興会との協議が整いましたので、議案の別表1のとおり、管理を行う者を「市長」から「指定管理者」に改めるものでございます。

なお、説明資料として位置図及び当該施設の前景写真を添付しておりますので、御参照願います。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第89号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第90号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○塚本議長 日程第14、議案第90号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第90号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」の公布に伴い、平成26年4月1日から消費税の税率が8%に引き上げられることにより、関係する条例の必要な改正を行うものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 議案第90号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の公布に伴いまして、平成26年4月1日から消費税の税率を8%に引き上げられることによって関係条例の一部を改正するための条例を定めるものでございます。

関係条例の一部改正につきましては、まず議案にあります1ページから2ページにあります第1条「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部改正」につきましては、道路占用料にかかる改正でございます。

2ページから3ページの第2条「安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の収集手数料に係る改正でございます。

3ページから5ページの第3条「安芸高田市公共下水道条例」の一部改正につきましては、下水道使用料並びにメーター使用料に係る改正でございます。

続いて、5ページから8ページの第4条「安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例」の一部改正につきましては、施設の使用料並びにメーター使用料に係る改正でございます。

8ページから10ページの第5条「安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例」の改正につきましては、施設の使用料並びにメーター使用料に係る改正でございます。

10ページから12ページの第6条「安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例」につきましては、施設の使用料並びにメーター使用料に係る改正でございます。

12ページから16ページの第7条「安芸高田市簡易水道事業給水条例」の一部改正につきましては、分担金、水道料金、並びにメーター使用料

に係る改正でございます。

16ページから19ページの第8条「安芸高田市飲料水供給施設給水条例」の一部改正につきましては、分担金、水道料金、並びにメーター使用料に係る改正でございます。

19ページから23ページの第9条「安芸高田市水道事業給水条例」の一部改正につきましては、分担金、水道料金、並びにメーター使用料に係る改正でございます。

いずれも消費税の税率が8%に引き上げられることに伴いまして、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

なお、23ページから26ページにあります附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行するものとし、経過措置につきましては、消費税法及び消費税法施行令により定めております。以上で説明を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第90号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第91号 安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第15、議案第91号「安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第91号「安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革第3次一括法の施行に伴い、「社会教育法」の一部が改正されたことから、安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正

するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 議案第91号「安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正する条例」につきまして、要点の御説明をいたします。

第3次地方分権一括法の公布によりまして、社会教育法が改正され、これまで法で定めてありました社会教育委員の委嘱基準が、地方公共団体の条例により定めることとなります。これに伴い、安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正し、国の定める基準を参酌した委嘱基準を追加するものでございます。議案第2条を追加いたしまして、社会教育委員の委嘱基準を定めております。国の委嘱基準を参酌したものでございます。

裏面をごらんください。第2条を追加いたしましたので、以下の条文を繰り下げております。

なお、第3条、委員の定数におきましては、以下という文言を加え、定数の弾力化を図っております。

附則で条例の施行日を社会教育法の改正日である平成26年4月1日としております。以上で終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
11番 熊高昌三君。

○熊高議員 国の法律の変更に伴う条例の追加というような御提案ですけれども、このことによって安芸高田市としてどのような取り組みができるか、あるいはかわっていくことがあるのか。現状で教育委員会のほうで想定をすることがありましたら、お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。  
教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 今回は、社会教育法の改正により社会教育委員条例の一部改正でございますが、先の議会等で図書館協議会あるいは博物館協議会、さまざまな審議委員会の地方公共団体による自主的な委員の委嘱基準が定められております。

現在は、各項目ごとにそれぞれの審議を行っていただいておりますが、可能性の一つとして、今後、安芸高田市の生涯教育全体を通じた、そうした議論をいただくというふうな方向性も地方公共団体の自主的な取り組みの中で考えられるものというふうに現在思っておる次第でございます。以上でございます。

○塚本議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第91号「安芸高田市社会教育委員条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第92号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

日程第17 議案第93号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第94号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第19 議案第95号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第20 議案第96号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第97号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第98号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第99号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第100号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)

○塚本議長 日程第16、議案第92号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」の件から、日程第24、議案第100号、「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)」の件までの9件を一括して議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第92号から議案第100号までの提案理由について、一括して御説明させていただきます。

議案第92号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、6億2,976万4,000円を追加し、予算の総額を220億8,192万4,000円とするものであります。

次に、議案第93号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3億2,427万5,000円を追加し、予算の総額を46億8,370万2,000円とするものであります。

次に、議案第94号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、104万円を追加し、予算の総額を4億5,363万3,000円とするものであります。

次に、議案第95号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、289万6,000円を減額し、予算の総額を42億8,587万8,000円とするものであります。

次に、議案第96号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、111万2,000円を追加し、予算の総額を4,901万7,000円とするものであります。

次に、議案第97号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,717万4,000円を減額し、予算の総額を4億1,275万8,000円とするものであります。

次に、議案第98号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、233万3,000円を追加し、予算の総額を4億1,791万8,000円とするものであります。

次に、議案第99号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、474万8,000円を追加し、予算の総額を4億4,927万8,000円とするものであります。

次に、議案第100号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、収入、支出それぞれ541万5,000円を減額し、予定総額を2億5,520万6,000円とするものであります。予算第4条に定めた資本的支出につきましては、173万円を増額し、予定総額を2億7,481万6,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,934万2,000円につきましては、当年度分消費税及び、地方消費税資本的収支調整額956万円、過年度分損益勘

定留保資金343万円、当年度分損益勘定留保資金7,635万2,000円で補填するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
次回は12月11日午前10時に再開いたします。大変、御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員